

## 新潟県条例第2号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係） (1) 知事政策局関係		別表（第2条関係） (1) 知事政策局関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) （略） (5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による一般旅券の交付 (6)～(10) （略）	(略)	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) （略） (5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付 (6)～(10) （略）	(略)
(2)～(9) （略）		(2)～(9) （略）	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。